

前払式支払手段の払戻しに関するお知らせ

資金決済に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、前払式支払手段保有者へ、未使用の残高の払戻しを行うことになりましたので、お知らせいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社リベル・エンタテインメント

2. 払戻しにかかる前払式支払手段の種類

<スマートフォン向けサービス>

「アイチュウ」(iOS/Android)内の有料ポイント「ディスク」

3. 払戻し申出期間

2020 年 7 月 6 日（月曜日）11 時から 2020 年 9 月 14 日（月曜日）11 時まで

※当該申出期間内に申出がない場合、本払戻し手続きから除斥されます。

4. お申し出方法

問い合わせフォーム（アプリ内に記載）から、お客様情報（メールアドレス）を入力の上送信頂き、当社にて本人様確認後に担当者より連絡（メール）いたしますので、振込口座情報（銀行名、口座番号等）をご送信ください。

5. 払戻しの方法

送信いただいた振込口座情報に基づき、振込みにより払戻しを行います。なお、払戻しに係る振込手数料は弊社にて負担いたします。

6. お問い合わせ先

<お問い合わせフォーム>

「アイチュウ」(iOS/Android)

<https://www.i-chu.jp/contact/>

2020 年 7 月 6 日

株式会社リベル・エンタテインメント
東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号